



監事監査報告書

平成 24 年 5 月 18 日

学校法人 北里研究所
理事長 柴 忠 義 殿

学校法人 北里研究所

監事 神谷久男 
監事 奥野善久 

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人北里研究所寄附行為第 19 条の規定に基づき、学校法人北里研究所の平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の業務ならびに財産の状況を監査した結果を下記に報告いたします。

記

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会、評議員会、常任理事会など重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（監査法人トーマツ）と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

（1）学校法人北里研究所（以下本研究所という）の業務に関する決定および執行は概ね適切であり、理事者の職務遂行に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。今期理事会はこれまで“統合から融合へ”のモットーのもとに、ガバナンス・コンプライアンスの強化、推進にも取り組まれて来られましたが、なお本研究所職員によるコンプライアンスにそぐわない行為がありました。大学のコンプライアンス遵守に対する社会の要求には厳しいものがあり、全職員の一層の自覚を要望いたします。

（2）計算書類、すなわち資金収支計算書、消費収支計算書および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）ならびに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めます。

（3）平成23年度は新病院建設の着工をはじめとする大きな事業が行われましたが、今期決算は帰属収支差額が約112億円（帰属収支差額比率10.9%）と、当初目標の45億円（同5%）を大きく上回りました。これは各部署の経費削減と収益事業会計からの特別繰入や補助金収入増など平成23年度に限定される要因によるものでありました。平成24年度以降にも新病院などの建設が継続するほか設備・施設等の償却、さらにはキャンパス整備など多額の投資を必要とする事業計画があり、予断を許さない財政状況が続くと思われまます。したがって法人全体のコスト削減を実現させて赤字部門を解消し、適正な帰属収支差額を確保する必要があります。

さいごに

第 18 期理事会は教育・研究の拡充とともに 4 病院の連携強化、治験事業本部の設立など統合後の本研究所発展に向けた諸事業に取り組まれました。その成果は挙がりつつあると評価しますが、今後の発展を着実なものとするためには法人全職員の知力を一層集約するとともに実施された事業の成果を公正、的確に点検し、評価することがもっとも重要であると考えます。そのためにも本研究所のガバナンスと内部統制システムが合理的に構築されており、かつ事業の執行に際して適切に機能しているかについて検証し、改善を実行することを最重要事項として次期理事会に引き継がれるよう要望いたします。

以上